

経済要録

国内

◆証券取引等の公正を確保するための証券取引法等の一部を改正する法律案の国会提出について
証券取引等監視委員会の設置および自主規制機関の機能強化・充実等を内容とする標記法律案が、2月14日閣議決定された後、国会に提出された。
同法律案の要綱は以下のとおり。

我が国の証券市場等の実情にかんがみ、取引の公正の確保をはかり、市場に対する投資者の信頼を保持するため、証券取引等監視委員会を設置するとともに、証券業協会等自主規制機関について所要の整備を行い、取引の公正の確保に係る法令等の遵守の状況を監視する機能の強化および充実を図るほか、所要の措置を講ずる必要があることから、次により証券取引法、外国証券業者に関する法律、金融先物取引法および大蔵省設置法の一部を改正することとする。

I. 証券取引等監視委員会の設置等

1. 証券取引法の一部改正（第1条関係）

（1）検査権等の証券取引等監視委員会への委任

①大蔵大臣は、証券会社等に対する報告徴取権及び検査権のうち、有価証券の売買その他の取引等の公正の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものを証券取引等監視委員会に委任する。（証券取引法第56条、第66条関係）

②大蔵大臣は、証券業協会及び証券取引所に対する報告徴取権及び検査権のうち、有価証券の売買その他の取引等の公正の確保に係る業務として政令で定める業務に関するものを証券取引等監視委員会に委任する。（証券取引法第79条の15、第154条の2関係）

（注）証券取引等監視委員会に委任される権限のうち、報告徴取権については、大蔵大臣が自ら行うことも妨げない。

（2）犯則事件の調査等

①犯則事件（有価証券の売買その他の取引等の公正を害するものとして政令で定める罪に係る事件）を調査するため必要があるときは、証券取引等監視委員会の職員は、質問、検査、領置等をすることができるとともに、裁判所の許可状により臨検、捜索、差押えをすることができることとし、そのために必要な手続規定を設ける。（証券取引法第210条～第225条関係）

②証券取引等監視委員会は、犯則事件の調査により犯則の心証を得たときは告発することとする等、所要の規定の整備を行う。

（証券取引法第226条および第227条関係）

2. 外国証券業者に関する法律の一部改正（第2条関係）

証券取引法の一部改正に準じ、証券取引等監視委員会の権限に係る規定の整備を行うこととする。

3. 金融先物取引法の一部改正（第3条関係）

証券取引法の一部改正に準じ、証券取引等監視委員会の権限に係る規定の整備を行うこととする。

4. 大蔵省設置法の一部改正（第4条関係）

（1）大蔵省に証券取引等監視委員会を設置する。（大蔵省設置法第7条関係）

（2）委員会の所掌事務及び権限は、次のとおりとする。（大蔵省設置法第8条関係）

①証券取引の監視

- ②金融先物取引の監視
- (3) 委員長及び委員は、独立してその職権を行う。（大蔵省設置法第9条関係）
- (4) 委員会は、委員長及び委員2人をもって組織し、その議事は多数決をもって決する。（大蔵省設置法第10条関係）
- (5) 委員長及び委員は、両議院の同意を得て大蔵大臣が任命し、任期は3年とし、一定の場合を除き、在任中、罷免されない等、委員長及び委員の任免、服務、給与等について規定する。（大蔵省設置法第11条～第17条関係）
- (6) 委員会の事務を処理させるため、委員会に事務局を置く。（大蔵省設置法第18条関係）
- (7) 委員会が行う検査等について、次の規定を設ける。（大蔵省設置法第19条、第20条関係）
- ①委員会は、検査等の結果に基づき、大蔵大臣に行政処分等の勧告を行うことができる。
- ②大蔵大臣は委員会の勧告を尊重しなければならない。
- ③委員会は、大蔵大臣に対し、その勧告に基づいて採った措置について報告を求めることができる。
- ④委員会は、検査等の結果に基づき、大蔵大臣に所要の施策についての建議を行ふことができる。
- (8) 大蔵大臣が行う金融検査等について、次の規定を設ける。（大蔵省設置法第21条関係）
- ①大蔵大臣は、毎年、検査の実施方針その他の基本的事項について委員会に諮り、その意見を聽かなければならない。
- ②大蔵大臣は、四半期ごとに検査の実施状況を委員会に報告しなければならない。
- ③委員会は、検査事務の運営等について大蔵大臣に建議することができる。
- (9) 委員会は、毎年、その事務の処理状況を公表する。（大蔵省設置法第22条関係）

II. 証券取引等の公正の確保のためのその他の措置

1. 証券取引法の一部改正（第1条関係）

(1) 自主規制機関の機能強化

①証券業協会

イ. 証券業協会を、有価証券の売買その他の取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資することを目的として設立される証券取引法上の法人とすることとし、所要の規定の整備を行う。（証券取引法第67条～第74条、第79条の5～第79条の11、第79条の17～第79条の19関係）

ロ. 証券業協会に所属する証券会社に係る外務員登録については、証券業協会に行わせることができることとし、所要の規定の整備を行う。（証券取引法第62条、第64条の3、第64条の5～7関係）

ハ. 証券業務の認可を受けた金融機関について、証券業協会への加入等が可能となるよう、所要の規定の整備を行う。（証券取引法第65条の2第3項、第68条第3項関係）

ニ. 証券業協会に対する大蔵大臣の監督権限について、協会員の規則違反等に係る所要の規定の整備を行う。（証券取引法第74条第2項、第79条の12～第79条の14、第79条の16関係）

②証券取引所

イ. 証券取引所は、有価証券の売買取引等を公正かつ円滑ならしめ、かつ、投資者の保護に資するよう有価証券市場を運営すべきことを明らかにするとともに、所要の規定の整備を行う。（証券取引法第83条、第88条、第106条の2関連）

ロ. 証券取引所に対する大蔵大臣の監督権限について、会員の規則違反等に係る所要の規定の整備を行う。（証券取引法第85条の2第2項、第134条第3項、第155条関係）

(2) 通達の法律化

顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不適当な勧誘を証券会社が行った場合は正命令の対象とするとともに、証券会社の自己資本比率規制を法律に規定することとし、所要の規定の整備を行う。（証券取引法第54条関係）

(3) 法人の罰金刑の引上げ

法人の業務活動の一環として行われる犯罪で、当該犯罪の社会的影響が重大であること等の要件を満たすもの（相場操縦的行為、損失補てん等）につき、これにより処罰される法人の罰金刑の上限を、現行の300万円、100万円からそれぞれ3億円、1億円に引上げる。（証券取引法第207条関係）

(4) 店頭市場における不公正取引の防止

店頭売買有価証券に係る不公正取引規制について所要の規定の整備を行う。（証券取引法第74条第1項、第75条～第79条の4、第159条第4項、第160条～第167条関係）

(5) その他

- ①証券監督者国際機構の行為規範のうち、誠実・公正の原則を規定する。（証券取引法第49条の2関係）
- ②公正な価格形成を損なうおそれのある大量推奨販売を禁止行為の対象とする。（証券取引法第50条関係）
- ③「第6章 有価証券の取引等に関する規制」を設け、不正取引に係る規定の規定箇所を整理する。
- ④その他所要の規定の整備を行う。

2. 外国証券業者に関する法律の一部改正（第2条関係）

証券取引法の一部改正に準じ、法人の罰金刑の引上げ等の規定の整備を行うこととする。

3. 金融先物取引法の一部改正（第3条関係）

証券取引法の一部改正に準じ、自主規制機関の機能強化、法人の罰金刑の引上げ等の規定の整備を行うこととする。

III. その他

1. この法律は、別段の定めがあるものを除き、公布の日から起算して6月を超えない範囲内

において政令で定める日から施行することとする。（附則第1条関係）

2. その他所要の経過措置等を規定することとする。

◆大阪証券取引所「先物・オプション取引にかかる対応策について」を発表

大阪証券取引所は、2月5日、株式現物市場の状況にかんがみ、先物・オプション取引にかかる対応策を発表した。その概要是以下のとおり。

1. ディスクロージャーの強化（2月6日から実施）

市場の透明性を高め、一般投資家の不安心理を除去する観点から、ディスクロージャーの強化を図る。具体的には、先物・オプション取引に関して、

- ①直近限月の取引手口を、売・買別に各上位20会員のものにつき、毎日公表する。
- ②直近限月の建玉残高を、差引建玉の売・買超別に上位15会員のものにつき、毎週1回（金曜日分）公表する。

2. オプション取引の権利行使のタイプの変更（4年6月限月の取引から実施）

現行の週1回の権利行使日における価格変動を排除するという観点から、権利行使のタイプをヨーロピアンタイプ（月1回）に変更する。

3. オプション取引の取引最終日（先物取引と異なる限月取引）の権利行使にかかる清算指数の決定方法の変更（4年6月限月の取引から実施）

取引最終日の価格変動を排除するという観点から、権利行使の清算指数の決定方法を変更する。具体的には、清算指数として、取引最終日の日経平均株価終値に代えて、取引最終日翌日のS Q値（すべての日経平均採用銘柄が寄り付いた時点の指値）を採用する。

4. 立会い時間の短縮（2月6日から実施）

現物市場の立会い終了後、先物市場の価格形成にとかく批判があるので、これへの対応措置として後場立会いを12：30～14：10から12：30～14：00に短縮し、現物市場と同じにする。

◆現行金利一覧

(4年3月16日現在) (単位 年%)

	金利	実施時期	() 内 前回水準
公定歩合			
・商業手形割引歩合ならびに国債、特に指定する債券または商業手形に準ずる手形を担保とする貸付利子歩合	4.5	3. 12.30	(5.0)
・その他のものを担保とする貸付利子歩合	4.75	3. 12.30	(5.25)
短期プライムレート	5.875	4. 1.10	(6.625)
長期プライムレート	6.0	4. 2. 3	(6.6)
住宅ローン金利			
・固定金利型	6.78	4. 3. 2	(7.32)
・変動金利型	6.0	4. 3. 2	(6.9)
政府系金融機関の貸付基準金利			
・日本開発銀行	6.0	4. 2. 3	(6.6)
・中小企業金融公庫・国民金融公庫	6.0	4. 2. 3	(6.6)
・住宅金融公庫	4.9	4. 1.27	(5.2)
資金運用部預託金利 (期間3年~5年)	5.0	1. 7.28	(4.75)
(期間5年~7年)	5.45	4. 1.29	(5.5)
(期間7年以上)	5.5	4. 1.29	(6.0)
銀行等の預貯金金利 (日本銀行のガイドライン利率)			
・定期預金			
3か月	2.75	4. 1.20	(3.25)
6か月	4.0	4. 1.20	(4.5)
1年	4.75	4. 1.20	(5.25)
2年	5.0	4. 1.20	(5.5)
・定期積金	2.6	4. 1.20	(3.1)
・普通預金	1.0	4. 1.20	(1.5)
・通知預金	1.25	4. 1.20	(1.75)
郵便貯金金利			
・定額貯金 (1年以上1年6か月未満)	3.75	4. 1.20	(4.25)
・積立貯金 (1年)	2.88	4. 1.20	(3.36)
・通常貯金	2.4	4. 1.20	(2.88)
・定期貯金 (1年)	4.75	4. 1.20	(5.25)
信託配当率			
・指定金銭信託合同運用口 ①			
1年以上的もの	4.75	4. 1.20	(5.25)
2年以上的もの	5.05	4. 1.20	(5.55)
5年以上的もの	5.0	4. 2. 6	(5.6)
・貸付信託 ②			
2年のもの	5.2	4. 1.21	(5.7)
5年のもの	5.12	4. 2. 6	(5.72)

(注) 1.市中貸出金利の実施日は金利変更を最初に行った銀行のもの。ただし、短期プライムレートについては、都銀の中で最も多くの数の銀行が採用したレート(実施時期は同採用レートが最多となった時点)。

2.信託配当率は各行自主決定金利。

①既契約分については実施日以降に始まる計算期から適用。

②実施日以降設定分に適用するほか、既設定分は実施日付から6か月後に決算期の到来する分から適用。

◆公社債発行条件

(4年3月16日現在)

		発 行 条 件	改定前発行条件
国 債 (10年)		〈3月債〉 応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 5.444 5.5 100.36 5.373 5.5 100.82
割引国債 (5年)		〈1月債〉 応募者利回(%) 同税引後(%) 発行価格(円)	〈11月債〉 5.503 4.374 76.50 5.993 4.749 74.75
政府短期証券(60日)		〈1月13日発行分~〉 応募者利回(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈11月25日発行分~〉 4.406 4.375 99.2808 4.914 4.875 99.1986
政府保証債 (10年)		〈3月債〉 応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 5.757 5.6 99.00 5.538 5.5 99.75
公募地方債 (10年)		〈3月債〉 応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 5.778 5.7 99.50 5.577 5.5 99.50
利付金融債 (3年物)		〈3月債〉 応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 5.100 5.1 100.00 5.100 5.1 100.00
利付金融債 (5年物)		〈3月債〉 応募者利回(%) 表面利率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 5.100 5.1 100.00 5.100 5.1 100.00
割引金融債		〈3月債〉 応募者利回(%) 同税引後(%) 割引率(%) 発行価格(円)	〈2月債〉 4.755 3.874 4.52 95.48 4.755 3.874 4.52 95.46

(注) アンダーラインは今回改定箇所。

海外

◆米国連邦準備制度理事会、1992年のマネー・サプライ目標値等を公表

グリーンズパンF R B議長は、本年2月、「1978年完全雇用および均衡成長法（いわゆるハンフリー・ホーキンス法）」に基づき、経済見通しおよび金融政策運営等に関する半期報告書を議会に提出するとともに、下院および上院銀行委員会（各19日、25日）において証言を行った。これらの概要は以下のとおり。

1. 92年の景気動向（表1）

米国景気は、前回報告時（91年7月）には回復過程に入ったように思われたが、その後失速し（stalled）、失業が増加、また家計および企業のコンフィデンスも低下した。もっとも、先行きについては、①一部経済指標が支出の回復を示唆しているほか、金融面では、②家計・企業におけるバランス・シートの改善、③金融機関における自己資本比率の改善、④マネー・サプライの増加がみられ、さらには物価面でも、⑤エネ

ルギー、食料品を除くコア・ベースでのインフレ圧力の低下が明確化する等、経済活動が回復する（should pick up）と信じるに足る証左がみられる。特に物価については、93年以降も引き続き低下が期待できる見通しとなっている。

2. 92年の金融政策運営（表2）

この間、92年中のマネー・サプライの目標レンジについては、M₂、M₃、国内非金融部門の負債残高（モニタリング・レンジ）とも前回策定（91年7月）した目標値をそのまま据置くこととした。なお、こうしたマネー・サプライの目標値が適切なものであると信じているが、現在進行中の家計・企業のバランス・シート改善が支出に影響する結果、信用量と支出活動との間に予想外の影響を及ぼす可能性があるなど不確実性が存在するため、92年中のマネー・サプライの評価にあたっては、流通速度の変化（evolving velocity patterns）等に引き続き注意を払う必要がある。

(表1)

F R B の 主 要 経 済 見 通 し

(第4四半期対比 %<失業率は第4四半期平均>、() 内は年平均)

	1991年 (実績)	92年 (91/7月時点→92/2月時点)	
		2.25~3.0*	1.75~2.5
実質GDP	0.4 (△0.7)	2.25~3.0*	1.75~2.5
CPI総合	3.0 (4.2)	3.0 ~4.0	3.0 ~3.5
失業率	6.9 (6.7)	6.25~6.5	6.75~7.0

(参考) 政府見通し**	
1992年	93年
2.2 (1.5)	3.0 (3.0)
3.1 (3.0)	3.3 (3.3)
6.8 (6.9)	6.4 (6.5)

* GNPベース。

** 予算教書（1月29日）における財政収支見通しの前提条件。

(表2) マネー・サプライの目標レンジ

(第4四半期対比 %)

	1991年 (実績)	92年 (91/7月時点→92/2月時点)	
		2.5~6.5	→
M ₂	2.9	2.5~6.5	→
M ₃	1.3	1.0~5.0	→

	1991年 (実績)	92年 (91/7月時点→92/2月時点)	
		4.5~8.5	→
国内非金融部門 負債残高 (モニタリング・レンジ)	4.5	4.5~8.5	→

3. 長期的な金融・財政政策運営

より長期的には、家計および企業部門における過去10年間の貯蓄率の低さが、最近の経済活動低調の一因であるバランス・シート悪化に寄与しているのは明白である。また、政府部門における高水準の負債についても、実質金利の上昇や社会資本への投資抑制といったかたちで先行きの経済成長に

悪影響を及ぼしている。このため、長期的な視点からは、財政赤字の削減と民間貯蓄率の上昇を目指した財政政策、およびインフレなき経済成長を目指した金融政策とを組合わせることが必要である。

◆ F R B、預金準備率引下げを決定

2月18日、F R Bは預金準備率を変更し、ネット決済勘定にかかる預金準備率を現行の12%から10%に引下げるなどを決定した（4月2～15日の準備積立期間より適用）。本措置は90年12月に実施された期間18か月未満の非個人向け定期預金、および純ユーロ債務にかかる預金準備率の変更（改訂前3%→0%）以来の変更。

F R Bでは今次措置に伴う効果として、①銀行の財務体質の改善を通じ、資本市場へのアクセスが改善されること、さらに、②銀行に一段の信用拡張の余地が生じること、を期待している旨言及。

（米国支払準備制度の概要）

レギュレーションDに基づき預金種類別（決済性預金、定期性預金別）に以下のようにそれぞれ異なる準備率を適用。

＜現行準備率＞ ＜新規準備率＞

① 決済勘定

残高42.2百万ドル以下	3%	→	変更なし
タ 超	12%	→	10%
②非個人所有定期預金	0%	→	変更なし
③純ユーロ債務	0%	→	変更なし

◆ ドイツ連邦参議院、92年税制改正法案を可決

ドイツ連邦参議院は、2月14日、92年税制改正法案を可決した。概要については以下のとおり。

1. 付加価値税

93年1月以降、標準税率を14%から15%（EC目標標準税率の下限）に引上げる（生活必需品に対する軽減税率7%は据置き）。

なお、税収増の配分については、93、94年において、1%の引上げ分をドイツ統一基金の増額を通じて東独地域向けに利用するほか、同時期の付加価値税収の州への配分を35%から37%に引上げる。

2. 家族手当

92年1月に遡及して、第一子への子女手当を月額50マルクから70マルクへ引上げるほか、所得税上の子女扶養控除額を、年間一人当たり3,024マルクから4,104マルクへ引上げる。

3. 企業税制

93年1月以降、営業収益税、財産税の控除額を引上げるほか、東独地域における営業資本税、財産税の免除措置を94年末まで延長する。

◆ M A T I F（フランス国際金融先物取引所）、E C U長期金利先物オプションの上場を決定

フランスのM A T I F（フランス国際金融先物取引所、1986年創設）は3月10日、本年5月5日よりE C U長期金利先物オプションの取扱いを開始する旨発表。E C U長期金利先物オプションの上場は世界初。

E C U長期金利先物オプションの概要は以下のとおり。

- ・取引対象…E C U長期金利先物（6～10年物）
- ・行使価格…50ペース・ポイント単位で設定
- ・相場表示…%表示プレミアム（小数点以下2桁）
- ・取引期間…6か月間（3月、6月、9月、12月限月とし、2限月物を同時上場）
- ・オプションの型…アメリカン・タイプ（隨時行使可能）
- ・取引時間…9時5分～16時30分

今次措置についてM A T I Fでは、「M A T I FにおけるE C U長期金利先物取引に対する内外の関心が著しく高まりつつあることを眺め、E C U長期金利先物オプションについても、従来までの相対取引から上場取引に移行することにより、流動性向上と取引量増大を企図したもの」であり、「フランス政府のE C U取引促進スタンスとも合致する措置」と説明。

◆ 英国政府、92年度予算案を発表

英国政府は3月10日、議会において恒例の「予算演説（Budget Statement）」を行い、92年度（92年4～93年3月）予算案および92年中の経済見通しを発表した。「予算演説」および同時に議会に提出された「財政説明書（Financial Statement and Budget Report）」の概要は以下のとおり。

1. 経済見通し

91年の実質GDP成長率は、個人消費の低迷等を受け、△2.4%と昨秋見通し（91年11月秋季財政演説△2.0%）比さらに悪化し、前回不況時の80年（△2.0%）を上回る落込みとなった。一方、経常収支は、内需低迷に伴う輸入の減少から、△44億ポンドの赤字と昨秋見通し（△65億ポンド）比改善。

92年の実質GDP成長率については、昨秋見通し（+2.25%）比大幅に下方修正となったものの、年央以降の個人消費や輸出の回復、在庫調整の進捗により、+1.0%とプラス成長に転じる見通し。この間、経常収支は年後半の景気回復に伴う輸入の増加等から、△65億ポンドと赤字幅が拡大する見込み。

2. 金融政策

92年度（92年4～93年3月）の狭義マネーサプライ（M₀）増加率については、引き続きインフレの抑制を図りつつ、EMS内の英ポンド相場安定を重視した金融政策を運営するとの観点から、前年比0～4%と91年度同様の目標値を設定。なお、英ポンドのERMナロワー・バンドへの移行（許容変動幅6%→2.25%）の具体的時期については言及せず。

3. 財政収支

91年度の財政収支は、中期的な財政収支の均衡を図るという従来からの財政政策スタンスは不变としつつも、景気低迷の長期化による税収の落込み等を反映して、△137.5億ポンドと大幅赤字に転化（90年度+5億ポンド）。92年度については、後述の減税措置等も加わり、△280億ポンドと財政赤字が一段と拡大する見通し。

この結果、財政赤字の対GDP比率は、91年度の2.25%から92年度は4.5%に上昇する見込み。これは、マーストリヒト合意に示された欧州経済通貨同盟への参加条件（対GDP比率3%）を上回る値となるが、英国政府では、「92年度の財政赤字拡大は、景気循環の一局面で生じる現象であり、同合意で義務づけられた健全財政維持の趣旨に反するものではない」旨をコメント。

4. 税制改正等

今次の税制改正等においては、個人、法人にわたる幅広いかたちで総額約22億ポンドの減税措置を実施。今次税制改正の主な内容は以下のとおり。
イ. 個人課税所得のうち2,000ポンドまで（注）について、新たに20%の税率区分を設定（減税効果17.7億ポンド）。

政府経済見通し

（前年比 %、（ ）内は昨秋見通し）

	1991年（実績）	92年（見通し）	93年上期（見通し）
実質GDP	△ 2.4 (△ 2.0)	1.0 (- 2.25)	3.75
個人消費	△ 1.7 (△ 0.75)	1.0 (- 2.5)	3.0
政府消費	2.4 (- 2.25)	1.0 (- 1.75)	1.25
総固定資本形成	△10.1 (△10.75)	△ 0.5 (- 1.25)	3.5
在庫投資	△ 0.7 (△ 1.25)	0.75 (- 0.75)	1.0
輸出等	0.7 (- 1.25)	3.5 (- 6.0)	6.5
輸入等	△ 2.9 (△ 2.5)	4.0 (- 7.5)	8.25
経常収支（億ポンド）	△ 44 (△ 65)	△ 65 (△ 95)	△ 90
小売物価（%）	4.25 (- 4.0)	3.75 (- 4.0)	3.25

（注）1. 在庫投資は実質GDPに占めるウエイト変化幅（%）。

2. 経常収支の93年上期は年率。

3. 小売物価の91、92年は第4四半期前年比、93年上期は第2四半期前年比。

また、人的控除額、高齢者所得控除額については、例年どおりインフレ率に見合った引上げを実施。

(注) 現行は、23,700ポンドまでについては25%を、それを上回る所得については40%という2段階の税率区分を採用。

ロ. 事業用不動産に対する固定資産税の軽減（同4.8億ポンド）。

ハ. 新車税を10%から5%へ引下げ（同6.35億ポンド）。

ニ. 物品税のうち、タバコ、有鉛ガソリン、自動車について、昨年のインフレ率以上の引上げを実施（増税効果5.9億ポンド）。

◆スペイン中銀、政策金利を0.25%引下げ

スペイン中銀は2月25日、政策金利（CD買オペ金利）を12.65%から0.25%引下げ、12.40%とする旨発表した。同行の政策金利変更は、1月14日の0.15%引上げ（12.50%→12.65%）以来のこと。

本措置について、スペイン中銀では、「最近における景気指標やEMS内におけるペセタの強調地合いを考慮し、実施した」旨コメント。

◆ロシア連邦政府、92年の経済改革計画を承認

ロシア連邦政府は、2月27日、92年中の経済改革計画を承認した。同計画の概要は以下のとおり。

①価格政策

3~4月中に家賃、公共料金および公共運賃を除く商品価格の自由化を進める。

②財政政策

92年第4四半期までに均衡財政を達成するとの目標を設定。具体策として、付加価値税の見直しなど税制改革や新規関税の導入による歳入増加と、補助金削減、社会保障政策の見直しなどによる歳出削減を実施する。

③金融政策

92年初より金利引上げ、預金準備率引上げなど引締め策を実施。

④対外経済政策

経常取引に係る為替レートを一本化。さらに、外為取引一般に関する規制を緩和し、外為市場の整備を図る。

◆対共産圏輸出統制委員会（ココム）、ハンガリーを規制対象国から除外することを決定

ココム参加17か国は2月5日、執行委員会を開催し、ハンガリーを規制対象国から除外することで合意した。規制対象国の除外は、ドイツ統一で消滅した旧東独を例外とすればココム創設以来初めてのこと。同委員会は同時に、チェコ・スロバキア、ポーランドに対する規制を一部緩和した。

◆ポーランド中央銀行、通貨ズロチを12%切下げ

ポーランド中央銀行は、2月26日、通貨ズロチを西側主要通貨（注）に対して12%切下げることを発表した。今回の切下げで、ズロチの対ドル・レートは、13,238ズロチとなる。同国通貨の大幅切下げは、91年5月（14.4%切下げ）以来。

(注) ズロチは、91年5月以降、米ドル（45%）、独マルク（35%）、英ポンド（10%）、仏フラン（5%）、スイス・フラン（5%）の5通貨で構成される通貨バスケットにリンクされてきた。

◆シンガポール預貸金金利を引下げ

シンガポールでは、1月下旬から2月上旬にかけて4大商業銀行が預貸金金利を引下げる（0.5~1.0%）とともに、プライム・レートを引下げた（旧6.5%→新5.75%）。

今回の措置は、米国の金融緩和に伴いインバウンド・レート低下を背景として実施されたものであり、昨年秋以降3度目の引下げ措置。

4大商業銀行の実施日は次のとおり。

シンガポール・デベロップメント銀行 1月16日

オーバーシー・チャイニーズ銀行 1月21日

オーバーシーズ・ユニオン銀行 2月8日

ユナイテッド・オーバーシーズ銀行 2月8日